

●香川県告示第28号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和元年香川県告示第27号（海岸保全区域の指定）で指定した引田地区海岸の海岸保全区域は、廃止する。

令和8年2月20日

香川県知事 池 田 豊 人

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波沿岸	引田漁港	引田漁港海岸	<p>1 指定場所 東かがわ市引田地先</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、補助点12、補助点11、補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1、基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。） 基点1 東かがわ市引田2741番23地先の公共空地の標杭 基点2 基点1から173度34分172.3メートルの地点 基点3 基点2から167度43分19.7メートルの地点 基点4 基点3から155度51分50.1メートルの地点 基点5 基点4から141度49分45.3メートルの地点 基点6 基点5から149度15分112.6メートルの地点 基点7 基点6から142度47分39.0メートルの地点 基点8 基点7から134度07分294.2メートルの地点 基点9 基点8から122度08分58.8メートルの地点 基点10 基点9から38度14分18.8メートルの地点 基点11 基点10から79度48分21.4メートルの地点 基点12 基点11から111度14分164.6メートルの地点 基点13 基点12から151度08分44.7メートルの地点 基点14 基点13から94度16分57.5メートルの地点 基点15 基点14から184度56分5.0メートルの地点 基点16 基点15から195度16分2.6メートルの地点 基点17 基点16から213度11分36.4メートルの地点 基点18 基点17から289度51分23.5メートルの地点 基点19 基点18から289度48分6.2メートルの地点 基点20 基点19から209度10分7.1メートルの地点 基点21 基点20から200度18分10.9メートルの地点</p>

		基点22 基点21から119度49分9.2メートルの地点
		基点23 基点22から119度27分23.5メートルの地点
		基点24 基点23から124度05分17.1メートルの地点
		基点25 基点24から129度40分3.0メートルの地点
		基点26 基点25から129度27分5.6メートルの地点
		基点27 基点26から129度27分15.8メートルの地点
		基点28 基点27から129度27分2.0メートルの地点
		基点29 基点28から207度45分22.8メートルの地点
		基点30 基点29から217度24分35.8メートルの地点
		補助点1 基点1から108度53分25.8メートルの地点
		補助点2 基点1から104度49分120.6メートルの地点
		補助点3 基点5から72度59分72.5メートルの地点
		補助点4 基点7から89度46分110.0メートルの地点
		補助点5 基点12から343度18分55.8メートルの地点
		補助点6 基点12から26度18分112.0メートルの地点
		補助点7 基点12から39度56分130.3メートルの地点
		補助点8 基点14から24度20分120.0メートルの地点
		補助点9 基点14から66度24分47.2メートルの地点
		補助点10 基点14から89度37分78.5メートルの地点
		補助点11 基点29から132度59分34.8メートルの地点
		補助点12 基点30から135度07分33.6メートルの地点